

## 寺院の適切な管理運営について

### ▷ 会計・税務 ③

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

#### ▽ 基礎知識

##### 1. 活動事業区分

##### (1) 宗教活動、公益事業、収益事業

宗教法人法第2条にあるように、宗教法人の主たる目的は、「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」です。

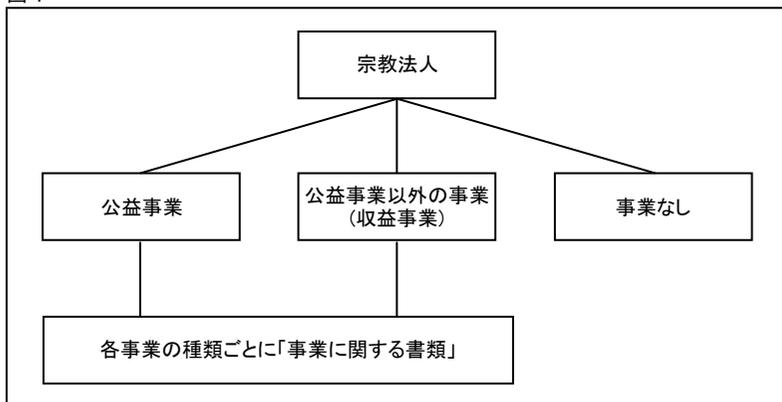
しかし、宗教法人では上記のような「宗教活動」のみならず「公益事業」や「公益事業以外の事業」も営むことが可能です。

公益事業とは公共の利益を図る目的で営まれる事業であり、かつ営利を目的としないものをいいます（例：幼稚園・保育園の経営、墓地経営）。

公益事業以外の事業とは宗教法人の目的に反しない限り行うことができる事業であり、以下のような宗教法人にふさわしくない事業は除外されています。

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営に資するため、『宗報』（令和2年4月号）より、宗教法人の会計・税務について、掲載しております。  
今号は引き続き、会計の基礎知識について掲載いたします。

図 1



・ 投機的性格を有するもの。  
 ・ 風俗営業に該当するもの。  
 ・ 規模が宗教法人本来の状態に照らし合わせて過大又は不適当なもの。  
 宗教法人が、公益事業や、収益事業など公益事業以外の事業を行う場合には、以下の2つが必要です。

- ・ 寺則（規則）に事業の種類や管理運営に関する事項を規定する。（『宗報』（平成30年8月号）参照）
  - ・ 各事業の種類ごとに「事業に関する書類」を事務所に備える。
- この「事業に関する書類」は事業の状況、事業に関する収支その他の事業内容や経営の実情を表す書類をいいます。

(2) 会計区分

それぞれの活動事業区分においては会計上の区分も必要です。

宗教法人会計には、「一般会計」と「特別会計」の2つがあります。

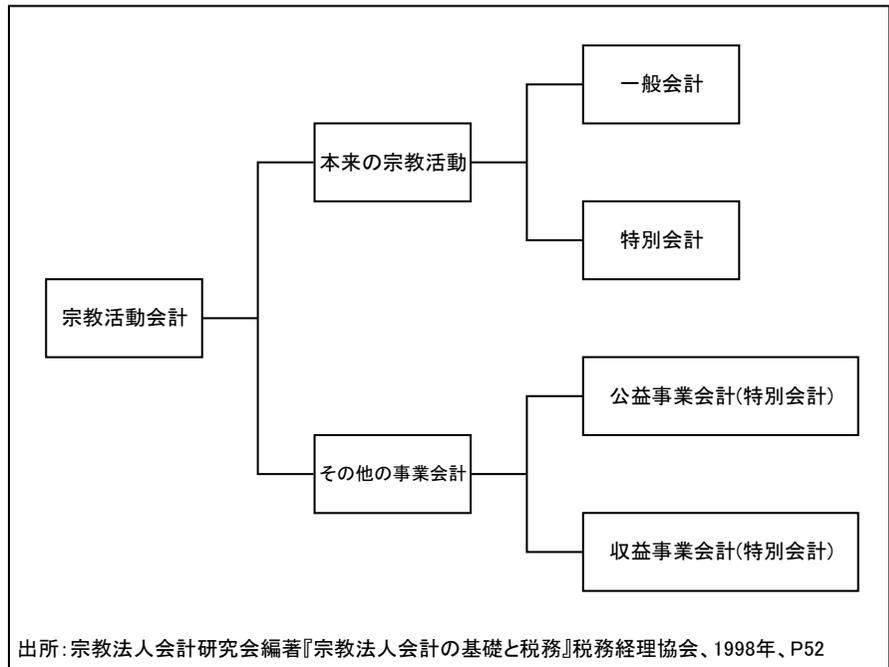
「一般会計」とは、日々の宗教活動の収入や支出を処理する通常の会計をいいます。

「特別会計」とは、特別な目的のため、一般会計と別個独立して収支計算や財務計算を行っている会計をいいます。例えば、①境内建物の新築など長期にわたる大規模な計画を行う場合、②法人税法上の収益事業を行っている場合、③国や地方公共団体から補助金交付を受ける事業（幼稚園・保育園等）を行っている場合には、特別会計を設けます。

会計を区分するわけですから、現預金を区分（特別会計専用の通帳を準備）して管理するとともに、一般会計とは別の会計帳簿にて収支を把握する必要があります。

特別会計のうち、②の場合は企業会計に準じて処理します。③の場合は補助金を交付する所轄庁の要請により、学校法人会計基準や社会福祉法人会計基準に基づいて処理する場合があります。

図2



2. 作成しなければならない書類とその取扱い  
 宗教法人は、管理運営を行うにあたって、法人の状況を的確に把握するため、必要な書類、帳簿を常に備付けておかなければいけません。

3. 財産目録・貸借対照表・収支計算書の見方  
 (1) 収支計算書

収支計算書とは、会計年度のすべての収入、支出の明細

宗教法人法に定められた備付け書類等は、信者その他の利害関係人の閲覧請求の対象になりますし、その一部の写しは毎年所轄庁に提出する必要があります。〔宗報〕(平成29年8月号)参照)

また、税務署に対しては、以下の書類を提出します。

(1) 収益事業を行っていない場合  
 収益事業を行っておらず法人税の申告義務がない法人で、年度の収入が8,000万円を超える場合には、会計年度終了後4か月以内に「公益法人等の損益計算書等の提出書」を提出しなければなりません。

(2) 収益事業を行っている場合  
 収益事業を行っている場合、会計年度終了後2か月以内に、所得金額や法人税の額等を記載した確定申告書の提出が義務付けられており、その法人税の額を納付しなければなりません。

なお、確定申告書の提出にあたっては、収益事業に関する貸借対照表や損益計算書等だけでなく、収益事業以外の事業に関するこれらの書類も併せて提出する必要があります。

表であり、予算と対比することにより、予算の執行状況を明らかにする書類です。つまり法人としての1年間の宗教活動等を数字で表したものになります。

「当年度収入合計」 + 「前年度末現金預金」  
 = 「当年度支出合計」 + 「当年度末現金預金」

(2)貸借対照表

一定の時点(会計年度終了日)における資産、負債、正味財産を一括して表示するものです。この書類の作成は任意となっています。

(3)財産目録

財産目録とは、一定の時点(会計年度終了日)において、法人が保有するすべての資産(土地、建物、現金、預金等)とすべての負債(借入金等)について、その区分、種類ごとに一覧にし、法人の財産状況を明らかにしたものです。

貸借対照表・財産目録ともに法人の所有する資産・負債を明らかにするものであることから両者の各科目の金額はそれぞれ一致します。

財産目録は会計年度末日における資産と負債を、実地棚卸に基づいて数量や金額を調べて記載したものであるため、会計帳簿とは切り離れた視点で作成されるものである一方、貸借対照表は収支計算書を作成した後、減価

償却等の手続きを経て誘導的に作成される点で両者は異なります。

(4)資産の区分表示

宗教法人の保有する資産にはそれぞれ特徴があり、財産目録ではそれらを区分して表示します。

▽宗門においては、寺院の財産について、寺院規程第32条に以下の通り規定されています。

①特別財産

- ・ 本尊、影像その他礼拝の対象となる有体物
- ・ 法物

②基本財産

- ・ 不動産
- ・ 宝物

- ・ 基本財産として指定寄附を受けた有価証券、現金その他の動産

- ・ 基本財産に編入することを責任役員が議決した有価証券、現金その他の動産

③運用財産

- ・ 懇志
- ・ 基本財産から生ずる果実
- ・ 特別財産及び基本財産以外の財産並びに雑収入

図 3

予算書及び収支計算書の勘定科目(例)

科目		説明
大科目	中科目	
宗教活動収入	宗教活動収入	主として宗教活動本来の活動による収入
	布施収入など	布施収入など
	宗会費収入	門徒から徴収する会費等の収入
	寄附金収入	宗教法人運営のため寄附された収入
	補助金収入	包括宗教法人団体等からの補助金、助成金 (国や地方公共団体からの補助金は、特別会計で処理)
資産管理収入	資産運用収入	資産の運用及び売却等に伴う収入
	資産売却収入	預貯金の利子や有価証券の配当などによる収入 資産売却に伴う収入
雑収入	雑収入	宗教活動収入及び資産管理収入以外の収入
繰入金収入	繰入金収入	特別会計からの繰入金
貸付金回収収入	貸付金回収収入	金銭貸付の返済による収入 (法人税法上の収益事業に該当しないものを計上)
借入金収入	借入金収入	宗教法人の外部からの借入金による収入
特別預金取崩収入	特別預金取崩収入	一定の目的で積立てられた預金を取崩して使用する場合
	基本財産預金取崩収入	基本財産として設定された預金を取崩して使用する場合
	〇〇積立預金取崩収入	
預り金収入	預り金収入	源泉所得税、住民税、社会保険料等の預り金の受入額

科目		説明
大科目	中科目	
宗教活動支出	(宗教活動費)	宗教法人本来の活動に要する経費
	儀式・行事費	宗教活動に直接要する経費
	教化・布教費	宗教上の儀式・行事を行うための一切の経費
	門徒接待費	教義をひろめ、門徒を教化するための一切の経費
	子弟養成費	門徒との接待費(慶弔費)
	寄附金	子弟養成のための宗教的育成の経費
	雑費	災害復旧等寄附金
	(管理費)	上記以外の宗教活動に要する雑費
	会議費	宗教法人の管理、運営、維持に要する経費
	事務交通費	責任役員会等の会議に要する経費
	旅費	事務用消耗品費、水道光熱費などの事務諸経費
	負担金	法人事務のために要する旅費交通費
	諸修繕費	包括宗教団体等へ支払う諸負担金
	火災保険料	包括宗教団体等以外の加入諸団体への会費
	公租	建物、什器備品、車両等の修繕費用
	雑費	宗教法人所有建物等の火災保険料
人件費	給与手当	宗教法人の負担すべき諸税
	福利厚生費	上記以外の管理運営に要する経費
	退職金	
繰入金支出	繰入金支出	特別会計の資金補充のための支出
資産取得支出	資産取得支出	資産の取得に要する支出
	基本財産〇〇取得支出	基本財産の取得に要する支出
	運用財産〇〇取得支出	運用財産の取得に要する支出
貸付金支出	貸付金支出	金銭貸付の貸付による支出 (法人税法上の収益事業に該当しないものを計上)
借入金返済支出	借入金返済支出	宗教法人の外部からの借入金の返済による支出
	支払利息支出	上記借入金の利息に係る支出
特別預金支出	特別預金支出	一定の目的のための積立預金への支出
	基本財産預金繰入	
	〇〇積立預金支出	
預り金支出	預り金支出	源泉所得税、住民税、社会保険料等の納付額
予備費	予備費	他の科目の予算不足に充当するためのもの

(5)財産目録・貸借対照表・収支計算書の関係

各書類において一致する事項は以下の通りです。

- ・ 収支計算書の収入合計と支出合計
- ・ 収支計算書の当年度末現金預金と貸借対照表及び財産目録の現金預金
- ・ 貸借対照表及び財産目録の現金預金残高と翌年度収支計算書の前年度末現金預金
- ・ 貸借対照表の資産合計と負債及び正味財産合計

(2)財産目録の勘定科目

財産目録の様式例は図4の通りです。

なお、財産目録は貸借対照表の区分に準じて、資産の部、負債の部に区分し、財産目録の金額は貸借対照表記載の金額と同じであることがポイントです。

#### 4. 勘定科目

(1)予算書及び収支計算書の勘定科目

予算書及び収支計算書の勘定科目は、図3の通りになります。

どの勘定科目を使用するかについて、定められたルールはないため、取引内容と勘定科目名称が大幅に乖離していなければ、各法人の判断で

処理することが可能です。

しかし、一度決めた科目処理については特段の理由のない限り毎年度、同一のものを継続して使用しよう心掛けてください。

図4

資 産			金 額 ( 評 価 額 )
特 別 財 産	本 尊 ・ 影 像 所 他	点	円
	法 物 ( 什 物 ・ 仏 具 )	点	円
基 本 財 産	土 地	境 内 地	m <sup>2</sup> 円
		そ の 他	m <sup>2</sup> 円
	建 物	境 内 建 物	m <sup>2</sup> 円
		そ の 他	m <sup>2</sup> 円
	宝 物	点	円
	有 価 証 券	枚	円
預 貯 金	口	円	
運 用 財 産	預 貯 金	口	円
	車 輛	台	円
	什 器 備 品	点	円
	図 書	冊	円
	貸 付 金		円
現 金		円	
資 産 合 計 (A)			円
負 債			金 額
借 入 金			円
預 り 金	(1)源泉所得税		円
	(2)住民税		円
負 債 合 計 (B)			円
正 味 財 産 (C)=(A)-(B)			円

## 5. 予算

## (1) 予算の管理

宗教法人の予算は、宗教活動の具体的な計画を実現するため、1年間の収入と支出を見積もって、勘定科目と金額により表示したものです。

予算に関する事項は寺則の記載事項となっていることから、適正に予算を編成し執行することが必要です。収入予算は当該年度の支出の裏付け（財源）となるものです。また支出予算は、宗教法人が代表役員に対してあらかじめ具体的な支出（これに関する契約の締結を含む）の権限を与えるものであり、同時にその範囲を明らかにするものです。支出予算を決定していない場合は、支出に関するどんな契約をする際にも、責任役員の合議が必要となります。

## (2) 予算の編成

予算編成は、毎会計年度開始前に代表役員の責任において責任役員会等の議決を経て決定されます。例えば会計年度が4月から始まる場合、時期的な余裕をもったうえで1月下旬には予算編成を行った後、2月中旬頃には役員会等の承認を得ます。

この予算編成を行ううえで、次の点に留意してください。

## ① 支出の見積り

翌年度の業務及び事業計画に基づいて、過去の支出金

額・社会情勢・門徒の増減といった内部事情を加味しながら宗教活動に要する費用のすべてを見積ります。

## ② 収入の見積り

上記の支出に対応する収入を社会情勢や門徒の増減を考慮しながら見積ります。

## ③ 予算の調整

予算は収入・支出とも実現可能なものでなければなりません。そのため支出については活動別の重要度の比較や費用の節約等の観点から調整を加えます。一方収入についても過剰な見積りになっていないか等を検討します。

収入及び支出の見積りの後、次の点に注意して作成してください。

- ・ 科目内容は、特段理由のない限り毎年度、同一のものを使用し、みだりにこれを変更しない
- ・ 宗教法人に帰属する収入・支出はすべて計上する

## (3) 予算の変更

法人を運営していくなかで、本来予定していなかった活動の開始や修繕等によって当初の予算額を超過してしまう項目（勘定科目）が生じる場合があります。

このような事態に対応するため、以下のような予算編成を行います。

図 5

## 〇〇年度 収支予算書(例)

## 収入の部

科目	当年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
宗教活動収入	[ 13,250,000]	[ 14,150,000]	[ △ 900,000]	
宗教活動収入	13,000,000	13,000,000	0	
会費収入	150,000	150,000	0	
寄附金収入	100,000	1,000,000	△ 900,000	
資産管理収入	[ 5,000]	[ 5,000]	[ 0]	
資産運用収入	5,000	5,000	0	
雑収入	[ 10,000]	[ 10,000]	[ 0]	
雑収入	10,000	10,000	0	
繰入金収入	[ 1,000,000]	[ 1,000,000]	[ 0]	
特別会計繰入金収入	1,000,000	1,000,000	0	
借入金収入	[ 0]	[ 0]	[ 0]	
借入金収入	0	0	0	
特別預金取崩収入	[ 0]	[ 1,000,000]	[ △ 1,000,000]	
修繕積立預金取崩収入	0	1,000,000	△ 1,000,000	
預り金収入	[ 200,000]	[ 200,000]	[ 0]	
預り金収入	200,000	200,000	0	
前年度末現金預金	9,241,760	10,371,760	△ 1,130,000	
収入合計	23,706,760	26,736,760	△ 3,030,000	

## 支出の部

科目	当年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
宗教活動支出	[ 8,270,000]	[ 11,450,000]	[ △ 3,180,000]	
(宗教活動費)				
儀式・行事費	3,000,000	3,000,000	0	
教化・布教費	1,300,000	1,000,000	300,000	
(管理費)				
会議費	100,000	100,000	0	
事務費	2,750,000	2,500,000	250,000	
旅費交通費	720,000	750,000	△ 30,000	
負担金	100,000	100,000	0	
修繕費	300,000	4,000,000	△ 3,700,000	
人件費	[ 5,245,000]	[ 5,245,000]	[ 0]	
給料手当	5,200,000	5,200,000	0	
福利厚生費	45,000	45,000	0	
資産取得支出	[ 150,000]	[ 0]	[ 150,000]	
車両取得費支出	150,000	0	150,000	
特別預金支出	[ 600,000]	[ 600,000]	[ 0]	
修繕積立預金支出	600,000	600,000	0	
預り金収入	[ 200,000]	[ 200,000]	[ 0]	
預り金収入	200,000	200,000	0	
予備費	0	0	0	
当年度末現金預金	9,241,760	9,241,760	0	
支出合計	23,706,760	26,736,760	△ 3,030,000	

① 予備費

当初予算であらかじめ予備費という科目を設定し、その予備費を超過した予算額に流用します。この予備費は全体予算総額の5～10%程度が適当です。

② 科目間の流用

予算に対して実績額に余裕のある項目から超過してしまった項目に予算を流用し不足額を補填することが可能です。

③ 補正予算

①や②で対応しきれない場合は、予算の追加計上をするため寺則に従って補正予算を編成することとなります。あらかじめ寺則において、これらの予備費の使用や科目間の流用、補正予算についてルールを定めておくことが必要です。

本内容は、宗派顧問税理士「税理士法人ゆびすい」編著の『実務がわかる「宗教法人会計・税務」基礎から行政手続きまで』（株式会社出版文化社、2018）に基づき、掲載しております。

